

事務連絡
平成22年3月18日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長補佐

脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿の電子化様式の改修について

標記については、平成15年12月に本省より電子化様式を送付し、それにより処理経過管理を行っていただいているところあるが、平成21年3月5日に稼働した労働基準行政システムに対応した電子化様式（以下「改修システム」という。）を作成したので配付する。

改修システムの運用については、下記により実施されたい。

記

1. 改修システムの運用開始日

改修システムの運用開始日は配付された改修システムが都道府県労働局に到達した日とし、到達日以前に請求が行われていた脳・心臓疾患及び精神障害等事案も含めて、以後、すべての入力・報告処理を改修システムを用いて行うこと。

2. 改修システムの操作

改修システムの操作方法については、改修システムを配付した際に併せて送付した操作マニュアルを参照すること。

なお、改修システムの運用に当たり疑義が生じた場合は、労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室職業病認定業務第一係に随時照会を行うこと。

3. 処理状況の報告

新規請求や処分決定等、データ内容の更新があった月については、翌月10日までに労働基準行政システムの全国掲示板に掲載を行うこと。

なお、データ内容に更新がない月においては、更新がない旨を全国掲示板に記載を行うこと。